計画相談支援・障害児相談支援重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援、障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※　本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援、障害児相談支援サービスを提供します。指定計画相談支援、障害児相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．事業者 2
２．事業所の概要..... 2
３．事業実施地域..... 2
４．営業時間 2
５．職員の体制 3
６．サービスを提供する主たる対象者..... 3
７．当事業所が提供するサービスと利用料金..... 3
８．サービスの利用に関する留意事項..... 5
９．利用者の記録や情報の管理、開示について..... 5
10. 個人情報の保護について..... 5
11. オンラインツール等を活用した会議の開催..... 5
12. 虐待の防止のための措置に関する事項..... 5
13. 緊急時及び事故発生時等における対応方法 6
14. 身体拘束の適正化に向けた取り組み..... 6
15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置..... 6
16. 業務継続計画（BCP）の策定..... 6
17. 福祉サービス第三者評価の実施状況..... 7
18. 損害賠償保険への加入..... 7
19. 苦情等の受付について..... 7

社会福祉法人　つくば市社会福祉協議会

当事業所はつくば市の指定を受けています。
（計画相談支援：０８３２０００３１９）
（障害児相談支援：０８７２０００１１２）

１　事業者

名　称	社会福祉法人　つくば市社会福祉協議会
所在地	茨城県つくば市筑穂１丁目１０番地４
電話番号	０２９－８７９－５５００
代表者氏名	会長　松本　玲子
設立年月	平成２年６月２５日

２　事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 特定相談支援　　つくば市　０８３２０００３１９号 障害児相談支援　つくば市　０８７２０００１１２号
事業の目的	利用者に対し、適切な相談支援を行う。
事業所の名称	つくば市社協障害者相談支援事業所
事業所の所在地	茨城県つくば市台町一丁目２－２
電話番号	０２９－８９６－３３５２
管理者氏名	管理者　　菅野　慎也（兼任）
事業所の運営方針について	利用者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援していく。
開設年月	平成 24 年４月１日
事業所が行なっている他の業務	指定一般相談支援事業所　平成 24 年 4 月 1 日指定 茨城県　0832000319 号 指定居宅介護事業所　平成 18 年 10 月 1 日指定 茨城県　0812000065 号 指定訪問介護事業所　平成 11 年 11 月 18 日指定 茨城県　0872000021 号 指定居宅介護支援事業所　平成 11 年 8 月 31 日指定 茨城県　0872000021 号

３　事業実施地域

茨城県つくば市

４　営業時間

営業日	月～金（国民の祝日及び１２月２９日～１月３日までを除く。）
受付時間	月～金　午前８時３０分～午後５時１５分
ｻｰﾋﾞｽ提供時間帯	月～金　午前８時３０分～午後５時１５分

５　職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	勤務形態	指定基準
１．事業所長（管理者）	１名		兼務	１名（兼務可）
２．相談支援専門員	６名		専任　０名	１名以上
			兼務　６名	

当事業所では、利用者に対して指定特定相談支援、障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。また、必要な事務処理を行うため、事務職員を配置しています。

６　サービスを提供する主たる対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）に定める障害者

７　当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容（第３条～６条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

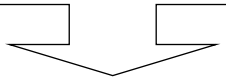

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

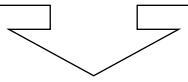

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

・利用者及びその家族等と必要時面接し、経過を把握します。

・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、サービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が障害者支援施設等への入院、または入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金（第７条参照）

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、計画相談支援給付費をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1km あたり 20 円を乗じて得た額とします。

③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．金融機関口座からの自動引き落とし

８　サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

９　利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第９条４項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、つくば市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、その内容を開示します。保存期間は、指定計画相談支援サービス､指定障害児支援サービスを提供した日から５年間です。

＊　本事業所における記録の項目は次のとおりです。

（１）　サービス利用計画
（２）　アセスメントの記録
（３）　サービス担当者会議等の記録
（４）　モニタリング結果の記録
（５）　利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
（６）　利用者からの苦情内容等の記録
（７）　事故の状況及び事故に際しての対応の記録

10　個人情報の保護について

（１）　本事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

（２）事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

11　オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス等を ZOOM 等のオンラインツールを活用して行うことができるものとします。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

12　虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとします。

（1）虐待の防止に関する担当者の設置（管理者：菅野　慎也）

（2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（3）苦情解決体制の整備

13　緊急時及び事故発生時等における対応方法

指定特定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに茨城県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

また賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとします。

14　身体拘束の適正化に向けた取り組み

本事業所は、身体拘束等の適正化に向けた取り組みや、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法を定め、利用者の尊厳を尊重し、適切な事業所運営を行うため、次の措置を講じるように努めます。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の設置及びその結果の職員への周知徹底

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）身体拘束の適正化のための職員研修の実施

15　感染症の予防及びまん延防止のための措置

本事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じるように努めます。

（1）感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置及びその結果の職員への周知徹底

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

（3）感染症の予防及びまん延防止のための研修を職員に定期的に実施

16　業務継続計画（BCP）の策定

本事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する相談支援サービスの提供を継続的に実施するため、そして非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

また、業務継続計画について職員に周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17　福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	有　・　(無)
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

18　損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名　社会福祉法人　全国社会福祉協議会　社協の保険
引受損害保険会社名　損害保険ジャパン株式会社

19　苦情等の受付について（契約書第 15 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（苦情相談担当）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口　　法人運営室 苦情相談担当
・受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　午前９時～午後５時
電話　０２９－８７９－５５００

（２）行政機関その他苦情受付機関

つくば市役所 福祉部　障害福祉課	所在地　　つくば市研究学園一丁目１番地１ 電話番号　０２９－８８３－１１１１（代表） ＦＡＸ　　０２９－８６８－７５４４ 受付日・時間　月～金　午前８時４５分～午後４時３０分
茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会内)	所在地　　水戸市千波町１９１８（茨城県総合福祉会館２階） 電話番号　０２９－３０５－７１９３ ＦＡＸ　　０２９－３０５－７１９４ 受付日・時間　月曜日～金曜日　午前９時～午後５時

※他市町村の方の場合は、各市町村の障害福祉担当課が窓口となります。

令和　　年　　月　　日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名　　菅野　慎也
説明者職氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者　住　　所
　　氏　　名　　印
　　署名代理人　　印